

平成25年度 鶴岡市防災会議 議事録

1 開催日時

平成25年8月20日(火)午後3時30分から4時50分

2 開催場所

出羽庄内国際村 国際村ホール

3 防災会議委員の出席状況

委員数65名中53名出席(内代理出席4名)

4 配布資料

会議次第

資料1: 鶴岡市防災会議委員名簿

資料2: 鶴岡市地域防災計画修正案の概要

資料3: 鶴岡市地域防災計画(震災・津波対策編、個別災害対策編)修正案(見消版)

資料4: 鶴岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)修正案(見消版)

5 議事

(1) 鶴岡市防災会議の会長職務代理者について

(2) 鶴岡市地域防災計画の修正について

(3) その他

6 会議内容

委嘱状交付

(事務局(危機管理監))

本日はお忙しい中、鶴岡市防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。遅れましたが、私は鶴岡市危機管理監の阿部と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

会議の開会に先立ちまして、委員の皆さまに委嘱状を交付させていただきます。委嘱状につきましては、時間の関係がございますので、委員を代表いたしまして、庄内森林管理署長の西真様に交付させていただきたいと存じます。榎本市長、よろしくお願いいたします。

(市長が西真委員に委嘱状を交付)

(事務局(危機管理監))

ありがとうございました。なお、他の委員の皆さまの委嘱状でございますが、委員の名簿にございます鶴岡市防災会議条例第3条第5項第1号委員から第3号委員につきましては、任期は在職期間となることから、本年度異動によりまして現在の役職となられた方に、それから、

第8号委員から第10号委員につきましては、平成27年1月19日までの任期としまして、お手元の本日の会議資料とともに配布させていただいております。なお、第4号委員から第7号委員の鶴岡市の職員につきましては、委嘱状を省略させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

開 会

(事務局(危機管理監))

それでは、これより鶴岡市防災会議を開催いたします。開催にあたりまして、鶴岡市防災会議会長でございます榎本鶴岡市長がご挨拶申し上げます。

会長あいさつ

(会長(市長))

皆さん今日は、本日は公私共に多忙な中鶴岡市の防災会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。日頃より各方面におきまして、鶴岡市の防災に関しご支援ご指導いただき、また各地域におきまして積極的な防災の観点からご活動、ご活躍をいただいておりますことに、改めて心より御礼を申し上げる次第であります。

ただいま会議に先立ちまして、酒田海上保安部の鈴木部長様より、庄内海岸における海底地形図をいただきました。私は、ここの会場に入る前に3Dメガネで見て、改めて日本海側と太平洋側の地形の違いを実感したところであります。一昨年の3.11太平洋側における東日本大震災は、あれだけの地形の中で起こったのかなと思って、また、それに反して日本海側における地形は深さはないわけではありますが極端に海岸線と近接をしているものですから、鈴木部長さんから、もし有事があれば津波の到達時間がそれだけ短くなるんだという話をいただき、改めて海岸地帯における防災計画にしっかり取り組んでいかなければならないと思ったところであります。

また、今日の朝ですが、雷雨とともに非常に大きい集中豪雨があったものですから、また災害が出たのかなと心配をしたところであります。このところ全国いたるところで、集中豪雨、大雨による被害がございます。私どもも7月18日に駅前なんですけども、時間雨量最大で64.5ミリこれは1976年に観測を開始して以来最大雨量となっておりますし、7月22日においては櫛引地内において時間最大雨量54.5ミリを観測し、7月全体の降水量は平均の3.71倍の747ミリとなっているという報告を受けているところであります。鶴岡においても特産物のだだちゃ豆については相当被害を被っているようでありますし、秋に向けてどれだけの農産物の被害が出てくるか分からないところであります。間もなく開催される議会においては、鶴岡市の農業被害あるいは市道、河川の被害を合わせて8億円ほどの被害を議会に掛けて承認をいただいて、しっかり工事をしてまいりたいと思っておりますが、鶴岡でこれだけいろいろ取り組んでいる状況を見ると、その後の山口県あるいは島根県、つい先日の秋田県あるいは岩手県の被害を見ると、私どもはまだまだというところはありますけれども、それでもしっかり市民の安全、安心を守るためには、これからいろんな形で取り組んでいかなければならないのかなと思ったところであります。

私どもも、7月18日あるいは22日の雨で、各住民に対して避難準備の報道等に取り組ん

だところであります。つい先日の秋田の件を見るにつけ、これがよしんば「狼少年」になったとしても、例えばその指示あるいは避難勧告が当らなかったとしても、事前にその準備をすることを、市民に情報を与える必要性があることを、改めて秋田の土砂崩れの被害の状況を時系列で追っていくと、そんなことを考えたところでもあります。少しでも早く事前に市民の皆さまに的確な情報を与え、そして、我々がその地域の中で起きてる情報をいち早く収集することが、被害を最小限に食い止める大きな手立てになるのかなと思っているところでもあります。残念ながらこの鶴岡は、残念ながらとっていいか、あるいは、それだけ豊かな資源を持っているとっていいか、東北で一番大きい1,311キロ平方の行政面積を持っているため、それだけいろんな災害を被る諸条件があることを肝に銘じながら、こらからも取り組んでいかなければならないと思っております。

どうぞ皆さんから、各所管する事項の中でお持ちの考え方、あるいは資料等お寄せいただいて、鶴岡市の防災計画に力を与えていただければと思っているところでもあります。本日の防災会議にお諮りいたしますのは、鶴岡市地域防災計画の修正案であります。このことにつきましては、災害対策基本法の改正や、あるいは県の防災計画の修正が現在も引き続き行われているところでもありますし、現段階における国の防災基本計画や県の防災計画と整合性を図るとともに、鶴岡市の現行の防災計画が平成20年3月に策定をしておりますので、概ね5年を経過しておりますし、その後、平成23年の3.11の東日本大震災を経て、防災計画のあり方について大幅に修正を加えなければならないと思っております。取りまとめさせていただきましたので、事務局からそれらについて説明申し上げますので、この機会を捉えて皆さまからご忌憚のない、日頃感じていることについても併せてご意見をお寄せいただいて鶴岡市防災計画を作り上げ、災害に強いまちづくりをしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくご支援、ご指導のほどお願いを申し上げます。出席をいただいたことに改めて感謝申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事

(事務局(危機管理監))

ここで、本日の日程につきまして申し上げます。本日の会議は、午後5時を終了予定として進めさせていただきます。また、お手元に配布しております資料でございますが、会議次第の他に、「資料1 鶴岡市防災会議委員名簿」、「資料2 鶴岡市地域防災計画修正案の概要」、「資料3 鶴岡市地域防災計画(震災・津波対策編、個別災害対策編)修正案」、「資料4 鶴岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)修正案」を配布しておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

続きまして、議事となりますが、鶴岡市防災会議条例に議長の規定がございませんが、会長であります榎本市長に議長をお願いしたいと存じます。榎本市長、よろしくお願い申し上げます。

(議長(市長))

それでは、これより議事に入ります。(1)鶴岡市防災会議の会長職務代理者の指名についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

(事務局(防災安全課主幹))

議事(1) 鶴岡市防災会議の会長職務代理者の指名につきまして、ご説明申し上げます。会長職務代理者の指名につきましては、鶴岡市防災会議条例第3条第4項に規定により、会長に事故あるときに、その職務を代理する委員をあらかじめ会長が指名することになってございます。そのため、その規定に基づきまして、会長職務代理者を会長より指名いただくものでございます。よろしく、お願い申し上げます。

(議長(市長))

それでは、鶴岡市防災会議条例の規定に基づき、会長職務代理者に山本益生鶴岡市副市長を指名します。

続きまして、(2) 鶴岡市地域防災計画の修正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

(事務局(防災安全課主幹))

議事「(2) 鶴岡市地域防災計画の修正につきまして、ご説明申し上げます。はじめに、修正案の概要でございますが、本日、お手元に配布しております、「資料2の鶴岡市地域防災計画修正案の概要」の1ページをご覧くださいと存じます。「1修正の目的」でございますが、一昨年の3月に発生いたしました東日本大震災に伴い、国におきましては、昨年6月に災害対策基本法の改正を行い、10月には原子力災害対策指針が決定されたところであり、山形県におきましても、国の昨年3月と本年3月に地域防災計画の修正を行ったところでございます。その国、県の動向を踏まえ、本市の地域防災計画につきましても、修正を行うこととしたところでございます。

「2修正の基本的な考え方」についてでございます。本市の地域防災計画は、震災・津波対策編、個別災害対策編及び風水害・雪害対策編の三つの災害対策編となっておりますが、このたびの修正につきましては、現行の計画を平成20年3月に策定して以降、概ね5年を経過しておりますので、三つの災害対策編を対象として修正を行い、津波対策につきまして、東日本大震災に伴い昨年3月に山形県がマグニチュード8.5の地震を想定して津波浸水予測図を公表しましたので、防災計画における地震の規模をこれまでのマグニチュード7.5から8.5に見直し、さらに、国の防災基本計画及び山形県の地域防災計画の修正並びに原子力災害対策指針の内容などを反映したものとしたところでございます。

その基本的な考え方に基づきます、修正にあたっての「3修正の視点」でございますが、先ほど申しあげました国の防災基本計画並びに山形県地域防災計画の修正内容を反映し、原子力災害対策及び広域避難者受け入れ体制の整備などを追加するとともに、津波対策の充実を図り、現行の計画策定以後の制度改正や組織改編などを反映したところでございます。

次に、「4修正の概要」でございます。はじめに、「(1) 主な修正内容」でございますが、「原子力災害対策の追加」でございます。山形県内には原子力施設がなく、隣接県としての緊急時防護措置を準備する区域にも含まれておりませんが、昨年3月の山形県の地域防災計画の修正において、個別災害対策編に原子力災害対策計画が新たに追加され、原子力発電所の事故が

発生した場合、放射性物質の空気中への拡散などの少なからぬ影響が考えられますので、本市におきましても山形県と同様に個別災害対策編に新たに追加したものでございます。その修正項目としましては、「資料3の震災・津波対策編の468ページから474ページに第5節原子力災害対策」として記載してございます。資料2に戻っていただき、モニタリングなどの、平常時において市が実施する予防対策としての「a原子力災害予防計画」、次の2ページになりますが、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合の、農林水産物の出荷制限や市民への注意喚起などの「b原子力災害応急計画」、並びに市民生活の早期安定を図るための放射物質による汚染の除去や制限措置の解除などに関する「c災害復旧計画」に区分したものとしております。次に、「広域避難者受け入れ体制の整備の追加」でございまして、東日本大震災によりまして、本市には今日現在307名の避難者の方々がおいでになります。そのため、東日本大震災における本市のこれまでの対応の経過を踏まえまして、「資料3の震災・津波対策編の208ページから209ページの第2節の2、及び資料4の風水害・雪害対策編の212ページから213ページの第2節の2に広域避難者の受け入れ」として、広域的で大規模な災害が発生した場合における、県内外からの避難者の受け入れにあたっての、被災県や被災市町村との情報提供などに関する連携、公営又は民間の住宅も含めた適当な避難施設の選定、避難者の受け入れにあたっての窓口の設置、避難者の良好な生活環境の確保に向けた避難所の運営などにつきまして新たに追加したところでございます。次に、資料2の3ページをご覧くださいと存じます。「津波対策の充実」でございまして、山形県におきまして、昨年3月にマグニチュード8.5の地震を想定した、津波浸水域を公表しましたので、本市の沿岸部における予想津波高を見直すとともに、昨年度において津波ハザードマップを作成するなど、津波対策に取り組んだところであり、津波対策に関する防災計画の記載内容につきましても、その取り組みを踏まえ修正を行ったところでございます。「資料3の震災・津波対策編の77ページから87ページの第11節津波災害予防」でございまして、その修正内容につきましても、資料2の3ページになりますが、「ア.津波予防対策」としまして、「津波避難計画の策定及び津波ハザードマップの配布」、「a津波発生時の一般住民、災害時要援護者及び観光客の避難誘導體制の整備」、「不特定多数の者が利用する施設などの避難計画の策定」、「避難誘導者の安全対策」、「b災害情報の収集体制の整備」、「被災者などへの的確な情報伝達」などにつきまして追加記載するとともに、津波から迅速かつ確実に避難するため、地域の実状を踏まえ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりに向けた「d津波に強いまちづくり計画」、並びに大規模地震災害が発生した場合の防災活動の拠点となる建築物の安全性を確保するため、建替えなどにおける耐震性や耐浪性を強化した施設づくりや、公共建築物の耐震性や既存住宅などの建築物の耐震診断の推進に向けた「f津波防災施設等整備計画」に関する項目を新たに追加したところでございます。また、「イ.避難体制の確保」でございまして、「資料3の震災・津波対策編の59ページから63ページの第7節避難所等事前対策」に記載してございますが、第11節の津波災害予防の修正に合わせ、資料2の3ページに戻りますが、福祉避難所の指定や災害時要援護者避難支援計画の策定による「a災害時要援護者に対する配慮」、次の4ページになりますが、避難場所や避難所への「b津波による避難誘導體制の整備」などにつきまして、記載内容を追加したところでございます。次に、地震・津波が発生した場合の「ウ.津波避難対策」でございまして、「資料3の震災・津波対策編の252ページから262ページの第10節津波避難対策」

において、地震・津波が発生した場合における市職員の派遣、災害時要援護者の安全確保、津波警報や注意報などの市民への伝達などの対応につきまして、津波災害予防策とともに災害時の応急対策として記載内容を追加したところでございます。主な修正内容につきましては、ただ今説明いたしました、原子力災害対策の追加、広域避難者の受け入れの追加、並びに津波対策の充実の3項目となりますが、現行の防災計画を策定してからこれまでの制度改正や各種防災対策の推進などを反映し修正しました項目につきましては、資料2の5ページの「(2)その他の修正内容」の「ア．防災知識の普及」から12ページの「ム．復興対策」まで記載されている33項目につきまして修正を行ったところでございます。

その概要につきまして、ご説明申し上げます。はじめに、資料2の5ページの「ア防災知識の普及」でございます。防災訓練の充実、一般住民に対する防災知識の普及啓発、企業（事業所）等に対する防災知識の普及、津波ハザードマップの整備、学校教育における防災教育・訓練の実施などについて追加記載したところでございます。次に、「イ孤立集落対策」でございます。孤立するおそれがある集落の状況を事前に把握することを追加したところでございます。「ウ災害時要援護者の安全確保」でございます。情報伝達及び避難誘導體制を整備、災害時要援護者避難支援計画の策定、社会福祉施設における災害予防対策の支援などにつきまして、追加記載したところでございます。「エ救助救急体制の整備」でございます。消防団員への救助救急活動に係る教育訓練の実施、被災者の発生情報の迅速な把握などにつきまして追加記載したところでございます。6ページをご覧ください。「オ医療救護体制の整備」でございます。山形県医療機関情報ネットワーク（ICT）を活用した災害時の情報収集体制の整備、衛星電話や防災行政無線などによる緊急時連絡体制の整備、災害拠点病院（市立荘内病院）の適切な災害時医療提供体制の整備などにつきまして、追加記載したところでございます。次に「カ港湾・漁港施設の災害対策」でございます。被災者の迅速かつ安全な避難などに向けた避難行動ルールの設定などにつきまして追加記載したところでございます。「キ河川・海岸災害予防」でございます。国の耐震点検要領などに基づく、河川管理施設などの耐震点検などの実施、海岸保全施設の地震・津波に対する安全性の確保などにつきまして、追加記載したところでございます。「ク建築物等の災害予防」でございます。山形県公共施設等耐震化基本指針に基づく所有する建築物の耐震化実施計画などの策定、官庁施設の総合耐震計画基準に基づいた建築物の耐震化の強化などにつきまして追加記載したところでございます。「ケ上水道施設の強化対策」でございます。自家発電設備などの燃料及び水道用薬品の備蓄並びに関係業者との優先供給協定の締結などにつきまして、追加記載したところでございます。次に「コ下水道施設の強化対策」でございます。職員に対する教育及び訓練並びに民間事業者などとの連携による防災体制の整備、7ページになりますが、施設の点検整備や災害対応に向けた定期的な訓練の実施による災害予防対策、重要施設の耐震化、施設の耐震計画や耐水対策計画による安全確保対策につきまして追加記載したところでございます。「サ危険物施設等の災害予防」でございます。火薬類製造時業者の所有する施設の適切な維持管理、並びに消防、警察などの関係機関との連携体制の整備につきまして追加記載したところでございます。「シ食料・生活必需品の確保」でございます。市の食料品などの調達体制の整備、燃料・発電機・建設機械などの応急復旧活動に必要な資器材などの調達に向けた関係機関及び民間事業者との連携、災害時においてガソリンや灯油などの安定供給に向けた体制の構築などによる、物資の確保及びその方法につきまして、追加記載

したところがございます。8ページをご覧ください。「ス輸送体制の整備」でございます。物資輸送を発注する場合の単位の標準化、緊急通行車両に対する優先的な燃料供給による物資の配分拠点の環境整備などにつきまして追加記載したところがございます。「学校等の防災対策・防災教育」でございます。学校安全計画の策定、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定につきまして追加記載したところがございます。次に「ソ ボランティア活動の推進」でございます。災害ボランティアの受け入れ体制の整備と災害ボランティアの育成、災害ボランティアに対する情報提供方策の整備並びにボランティア団体などに対する支援などにつきまして追加記載したところがございます。これまでが、地域防災計画各編の第一章総則及び第二章災害予防に関する修正内容となります。

次に、第三章災害応急対策でございます。「タ災害対策本部」についてでございます。これまでの組織改編に伴いまして、本所における災害対策本部及び地域庁舎における地域災害対策本部の災害発生時の事務分掌などの修正を行うとともに、複合災害への対応や災害時における対応力の強化などにつきまして追加記載したところがございます。9ページをご覧ください。「チ相互協力体制の確保」でございます。災害発生時の迅速かつ確な広域的な応援及び受援、広域応援協定に基づく速やかな広域応援活動、広域的な避難が必要な場合の広域避難要請などにつきまして追加記載したところがございますが、先ほど説明申しあげましたとおり、「資料3の震災・津波対策編の208ページから209ページ、資料4の風水害・雪害対策編の212ページから213ページ」に、東日本大震災の避難者に対する対応を踏まえ、第2節の2として避難者受け入れに対する項目を新たに追加したところがございます。「ツ多様な広報手段の積極的な活用」でございます。多様な手段を活用した広報につきまして追加記載したところがございます。「テ住民等の避難対策」でございます。旅行者や帰宅困難者などへの災害情報の提供、海岸付近の住民や海水浴客への避難誘導につきまして追加記載したところがございます。「ト避難所対策」でございます。民間施設も含めた避難所の確保、避難者の健康状態の把握などによる災害時要援護者への配慮、避難が長期化する場合の避難所対応につきまして追加記載したところがございます。10ページをご覧ください。「ナ災害時要援護者の支援対策」でございます。災害時要援護者の避難誘導にあたっての自主防災組織の協力、避難所における災害時要援護者への配慮につきまして、追加記載したところがございます。「ニ救助・救急活動」でございます。重症傷病者のヘリコプターによる搬送などにつきまして追加記載したところがございます。「ヌ医療救護活動」でございます。医療救護に関する日本赤十字社、自衛隊などへの依頼などにつきまして追加記載したところがございます。「ネ農林水産業応急対策」でございます。水産物及び水産施設に関する災害対応に伴う関係機関への協力要請につきまして追加記載したところがございます。「ノ応急住宅対策」でございます。被災者に対する借り上げ住宅の供給などにつきまして、追加記載したところがございます。「ハ下水道応急対策」でございます。下水道施設が被災した場合の市民からの通報、復旧状況などの市民への広報につきまして追加記載したところがございます。「ヒ災害廃棄物対策」でございます。災害発生時のがれきに関する衛生管理及び火災予防につきまして追加記載したところがございます。「フ救援物資対策」でございます。過剰な物資送付に関する対応につきまして追加記載したところがございます。「ヘ学校等の応急対策」でございます。災害時の児童・生徒の登下校、被災した児童・生徒の健康管理などにつきまして追加記載したところがございます。12ページをご覧ください。「ホ文化財応急対策」

でございます。災害時における文化財観覧者の安全確保につきまして追加記載したところでございます。「マ ボランティア関係機関の支援・協働体制の確立」でございます。ボランティアに対する災害対応において必要な支援及び協力、鶴岡市社会福祉協議会との連携などにつきまして追加記載したところでございます。これまでが、各災害対策編における第3章災害応急対策に関する修正の概要でございます。

最後に、第4章災害復旧・復興計画でございますが、「ミ経済的再建支援」及び「ム復興対策」につきまして、現行の制度に合わせて修正を行い、被災者の職業訓練、制度資金の円滑な融資、復興計画における女性などの参画につきまして追加記載したところでございます。

以上、このたびの修正の概要につきましてご説明申し上げましたが、修正内容につきましてよろしくご審議のうえご承認くださいますようお願い申し上げます。

(議長(市長))

それでは、皆さまからただいまの修正に関する項目につきまして、また、全般的なことでも結構でございますのでご意見、ご質問を受けたいと思います。どうぞ、忌憚のないご意見を賜ればと思います。マイクをお持ちしますので、手を挙げていただければと思います。

(議長(市長))

まあおおよそは、5年前に作られたものに東日本大震災あるいは国、県の防災計画の変更に伴って、今説明した項目を追加をしながら修正を加えたということでありますので、基本的な考え方については大幅に変更したというものではございませんので、前もって資料を配布しながらご覧をいただいて皆さんからご意見を伺えば一番よかったところでありますが、日頃感じていること等、章立てあるいは節に関してでなくても、どこでもどういうことでも結構ですので、ご意見があればお寄せいただければと思います。

(委員(建設業協会鶴岡支部佐藤支部長))

防災計画等のマニュアルを前にいただきましたし、それに沿って行動することは分かっておりますけども、実際災害が起きたとき我々の協会の支部に電話いただいて業者に連絡して出勤するというようなフォーメーションはとってますけども、出来得れば建設部さん、上下水道部さん等を踏まえ机上のシミュレーションだけでもしていただくと、これ見ながらいちいち動くわけにいかないの、その計画が将来あれば一緒にシミュレーションさせていただきたいと思っております。

といいますのは、数年前に一ノ関で大規模地震が起きたときも、電話も何も連絡が取れなくて一ノ関支部が単独で行動して孤立した村道や市道等の仮設道路を作ったりして復旧して、倒木等の撤去を行った経緯がございます。ただ、電話も何も道路管理者から連絡がなかったため、結局業界の単独行動で陥没した道路に土や砂利を敷いて車を通れるようにしたということで、国土交通省の局長さんからたいへんお褒めは受けて、一ノ関支部は非常に活躍したところです。

それで、結局二次被害もあるので、果たしてやっていいのかやってわるいのかということもありますし、連絡がこなければ孤立したままということもございます。それで、山形県建設業協会全体では8支部ございますけれども、東日本保障協会さんのお力添えも受けまして、8支

部に衛星電話の設置を見ることが年内にできます。衛星電話は空があれば繋がるので、そういったことも踏まえて、どこから連絡がきてその地域でどこが動くかというフォーメーションを作っていますので、それを西村山支部で行政とともに机上のシミュレーションを昨年行いました。そこで、想定したシミュレーションの計画があれば是非参加させていただきたいと思いません。

(議長(市長))

ありがとうございます。机上シミュレーションについては、どのように担当課で考えていますか。

(事務局(防災安全課主幹))

協会さんには、いつもお世話になっております。この場をお借りしまして御礼申し上げます。このたびの防災計画の修正につきましては、国の防災基本計画それから県の地域防災計画の修正におきましても、総合防災訓練それから図上訓練もすべて含めまして充実することを目標としてございますので、例えばご意見いただきました具体的なシミュレーションを組んでのそういった訓練につきましても、今後検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いしたいと存じます。

(委員(庄内総合支庁渡辺建設部長))

ただいまの建設業協会さんの件にプラスしてですが、例えば道路一つ考えましても、鶴岡市の場合国管理道路の7号と112号、県管理道路も数百キロメートルございます。その他に市道がありますので、今のシミュレーションを市だけの道路でやるのではなく、東日本大震災で串の葉作戦を展開しましたけれども、あれは国の主導でこの道路は国が展開する、横の串の葉のほうは国、県又は市なりが展開するという形で区別してそれぞれが担当する、という意味で佐藤さんのご意見も踏まえまして、そのシミュレーションに市、県、国が絡んでしたほうがより効率的だと思いますので検討をお願いしたいと思います。

(事務局(防災安全課主幹))

昨年度、酒田河川国道事務所さんで図上訓練がございましたが、これは国、県、市を含めた中での訓練を経験させていただきました。そういった経験も含めまして、建設部長さんがおっしゃった国、県、市を含めた中での訓練も必要と思っておりますのでよろしくご理解いただきたいと思えます。

(委員(庄内中部ガス西倉部長))

先ほどの説明の中で、その他の修正内容の中の「シ」ですけども、食料・生活必需品の確保ということで、その中の(c)ですね、災害時におけるガソリンや灯油等の安定供給を確保するための体制の構築という項目があるんですけど、今回の参加者の中に、石油協同組合があると思うんですがその方が入っていらっしやらない。入れてもらったほうがいいかと思えます。当社も地震のときは非常に苦労したものですから。

(議長(市長))

いわれば、ガソリンとか灯油を確保するのに、その業界の団体が入っていないのはなぜですか。

(事務局(防災安全課主幹))

ご指摘のとおりでございまして、平成20年3月に現行の計画を策定しておりまして、それ以降の同じ役職にある方々でこの計画を修正していただきたいということもございまして、本来でございましたら東日本大震災の被災状況を含めまして、本来そういった燃料関係の方々に委員として加入いただくべきでございましたけれども、そういった考えもございまして定員65名の中で、今年の3月に条例改正しまして新たに自主防災組織等の方々からもお入りいただいたということで、このたびはこれまでの委員でお願いしたという経過でございます。今後の委員につきましては、この経過を踏まえまして再度考えていく必要があると思っておりますのでご理解いただければと思っております。

(議長(市長))

もう一つ付け加えれば、食料を確保するうえでは食品関係者の部分も入り込んでこない、確かに今主幹が言ったとおり前にかぶせた形になってますので、改めての新しい燃料の組合とかあるいは食料関係者は入っていませんけれども、ご指摘のとおりだと思いますので、例えばここに職員がいっぱいいますので、職員は別に指定されなくてもこの会議のメンバーでなくても当然入らなければならないメンバーですので、人数に制限があるのであれば職員を削ってもそういう民間の団体から入っていただく、あるいは関係機関から入っていただいたほうがより強固な支援体制になると思いますし、ご提案のとおり内部で検討させていただきます。ありがとうございました。

(委員(鶴岡市自治振興会連絡協議会本間会長))

私の住んでいるところが海岸なものですから、いわゆる津波対策として年2、3回訓練をしております。その訓練等をする場合に、前回20年に発行されたこの資料を参考に行っておりますが、それを今回修正されるということでありがたいことだと思っておりますが、今回修正される資料を前もっていただいたものですから、見せてもらったのですけれども、内容がどうなのかなというところがあったものですから、説明をお願いします。

一つ目は、16ページなんですが、主な地震記録と被害状況の中に庄内沖地震というのがあります。その中に、発生年号が1833年12月7日というふうに記載しております。これは、参考文献を用いていることでございますので、それに記載されているものをそのまま記載したということでしょうが、23ページに庄内沖地震という記載があって、主な津波記録と被害状況の中に庄内沖地震がありまして、これは1833年10月26日と出てます。先ほど申しましたようにこれは文献の引用だと思いますので、これはこれで仕方がないのかなと思いますけれども、これを注釈でも付けて統一する方法はできないのかなというのが一点です。

それから32ページに、津波浸水域予測の見直しということで、(2)ですがその中に津波防災地域づくり基本指針に基づく国からの情報提供を基に、基礎調査を実施のうえ改めて設定す

るものとするとなっておりますが、聞くところによりますと国でも作業を進めて24年度中には出すと去年あたり聞いた覚えがありますが、未だ出てないようですが何時ごろ出されて見直しに取りかかるのかお聞きしたいと思います。

それからもう一点、40ページの自主防災組織の役割というところでございます。その文章の中に、自主防災組織は民生・児童委員、社会福祉協議会等の関係団体と連携を図るとともに、介護保険業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携した災害時要援護者支援を実施するというふうに記載されております。実際に避難訓練をする場合に、いわゆる介護保険事業者あるいはサービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体というふうな団体等と連携をして実際に協力してもらっているという形はとってませんので、これは具体的にどういうふうにやってどういうふうにこれから実施していけばいいのか示してもらいたいと思います。

(事務局(防災安全課主幹))

最初の庄内沖の地震の時期に関しましては、県のデータを元にそのまま記載したものでございますので、改めて確認させていただきまして誤りがあれば訂正させていただきたいと思えます。

それから、浸水域等の国の再度の見直しにつきましては、まだ県からも示されておられません。ただこの6月に再度災害対策基本法が変わってございますけれども、それによりまして変わってございますのは要援護者の対応が主でございます、津波に関する再度の見直しにつきましてはまだ把握していないところでございますのでご理解いただきたいと思います。分かり次第反映させたいと思っております。

それから、自主防災に関しますそれぞれの地域ごとの連携体制でございますけれども、ボランティアそれから自主防災組織を中心としまして、それぞれの立場にございます方々と連携を図ることが出来ますよう、私どもとしましても講演会等を開催したり図上訓練等を行いながら、それぞれの地区におきまして連携につきましても対応を図ってまいりたいと思っておりますので、今後そういった場を捉えながら各地域に合った連携のあり方を考えていただきたいと思います。

(委員(鶴岡市自治振興会連絡協議会本間会長))

今、県の予測が出ましてそれに対応しているいろいろやっているわけですが、さらに話にあったような各事業者等との連携というものが出てくるのであればできるだけ早く出してもらって、それに対応できるような形にしたいと思っておりますのでそのへんをお願いしたいと思っております。

先ほど最初に話した年号についてはたぶん文献の話でそれは仕方がないと思っておりますので、できれば注釈でも付けて分かるようにしてもらえればと思えます。

(事務局(防災安全課主幹))

ご意見ありがとうございます。今後ご意見を反映させていただいて記載内容について検討させていただきます。

(委員代理 (新庄河川事務所齋藤副所長))

皆さまのお手元の一番下に資料があると思います。これを半分に折っていただいて土砂災害防止法の一部改正についての写真が付いているところを表紙にしていただければと思います。これについて何が関係するかといいますと、資料4の風水害・雪害対策編の10ページ目に第2節防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱という欄があります。その欄にまだ載っていないので一応こんなことが、土砂災害の法律が23年5月1日に改正されましたとご紹介でございます。

それで1ページをお開き下さい。真ん中A3になりますが、法が改正されて左の下を見て下さい。そこにフローとか矢印が書いてありますが、大規模な土砂災害が急迫していると、どんなことかといいますと河道閉塞、地震が起こると天然ダムが出る、天然ダムが出て上流側に水が溜まりそれが決壊すると下流側に土砂災害が起こるということで、岩手県、宮城県の地震及び今回の大震災のときにあったという話と、このごろ火山が噴火しております。昨日は、鹿児島で大噴火いたしました。それに起因する土石流及び地すべり対策、鶴岡市では七五三掛が今のところ一番新しく地すべりが動いております。これにつきまして、大規模な土砂災害が起こり得るということが起こりました場合、そこに点線で書いてありますが河道閉塞、火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省、地すべりについては山形県が緊急調査を実施します。緊急調査に基づき被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ通知、市町村から皆さまの一般の方々へ周知する土砂災害緊急情報として逐次皆さまのお手元に行くように、国又は県が現地を調査いたします。ということでございましてこの責務がここにまだ載っていません。たぶん山形県の地域防災計画にも載ってないと思いますので、これを今後山形県でどのように入れ込むかという話があると思いますが、説明させていただきます。

新庄河川事務所の仕事は旧朝日村のところでは熊出という地点があると思いますが、あそこより上流の赤川につきまして直轄砂防事業を鶴岡市内ではやらせていただいております。あと一部羽黒山の宝物殿裏側の斜面井溝が庄内町の立矢沢川に流れていく沢の上流部にあたりますので、たまたま立矢沢川も直轄砂防でやっているものですからその2箇所について鶴岡市管内でやらせていただいておりますが、この大規模な土砂災害というのは山形県全部新庄の事務所がやりますので、温海温泉の上流であっても河道閉塞が起こったと、この河道閉塞の話になりますと資料の右側に行きますが、ということで県内におきまして、鶴岡市内におきましては旧朝日村に囚われることなく、新庄河川事務所が勝手に行ってしまうのでよろしくお願ひしますというお知らせと、緊急調査が資料の右側にありますが下の四角いのがあります。河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道(天然ダム)の高さが概ね20m以上ある場合及び概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合というふうに書いてありますが、山形県及び東北地方整備局内ではだいたい10m以上あったらとにかく直轄で調査に行くということにしておりますので、沢や斜面が移動して天然ダムを作った場合には国が直接行くということでございますので、そのときにはご協力よろしくお願ひします。

一つ飛ばしまして、下の地滑り(都道府県が実施)と、地滑りにより地割れや建物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、10戸以上の人家に被害が想定される場合は山形県が緊急調査いたします。これも直轄の新庄河川事務所のエリア内であって基本的に地割れ等が皆さまの

お住まいの地点に発生した場合は県で調査に入りますので、その旨知っておいていただければと思います。それにつきましてイメージといたしましては、右側に緊急調査ということで緊急調査のイメージでヘリコプターでいろいろと行きますということになります。

先ほど一個飛ばしておりますが、火山噴火に起因する土石流がありますが、この場合10度以上の河川の勾配がある区域においてその半分以上の面積に1cm以上の火山灰が堆積した場合、どんなことが起こるかといいますとその後雨が降れば一気に流れてくるということでございますので、だんだん集まっていけば最終的に川の下流では大規模な災害になるということでございますので直轄で行きますが、今のところ庄内地方には鳥海山が活火山として認定されておりますので、新庄河川事務所では酒田市、遊佐町及び秋田県のそれぞれの市と一緒にになって噴火したときどうするかいうのをやっておりますが、その他に火山灰が南向きに風が吹いたときには、鶴岡市内にも飛んでくるというときにはこのパターンで緊急的に調査に入る可能性もあるということでございますので、なにか山に行って日頃と変わったことがあった場合には、鶴岡市さん又は旧朝日村さんにおかれましては赤川砂防出張所がありますのでご連絡いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

一応最後の4ページ目には今の言葉を端的に表した同じことが書いてありますので、よろしくお願いいたします。

(委員(温海地域自治会奥井会長))

土砂災害の件ですけれども、砂防ダムが各地域にかなりできておりますけれども、砂防ダムが全部詰まってその効果を果たしていない状況の中で、この防災計画にどういうふうに反映されているのか、心配なところも出てきておりますので考えていることがありましたらお願いします。

(事務局(防災安全課主幹))

防災計画の中では、道路、河川それから土木施設等については適切な維持管理ということで、例えば河川であれば浚渫あるいは改修、道路であっても改良等となるわけでございます。砂防ダムにつきましても土木施設としての管理、ただいまお話しございましたとおり閉塞したような状況であれば、それなりの浚渫等を行うということが基本的な原則として載っているところでございますので、それぞれ管理する方々に適切な管理をお願いするという記載になってございます。

(委員代理(新庄河川事務所齋藤副所長))

砂防ダムを砂防堰堤と呼んでいるんですけど、砂防堰堤というのはもともと造ったときには確かに上流側には水が溜まってからっぽになっています。当然、砂防堰堤を造るわけですから山の上から土砂が落ちてきますね。そのうち溜まります。溜まった段階でまだ砂防堰堤の効果が終わったわけではありません。砂防堰堤というのは沢そのものから水は流れているんですけど沢の脇に溜まっている分が下流へ流れてこないために、砂防堰堤に溜めておいてそれ以上脇が崩れてこないようにする効果もありましてそれでやっています。それで溜まるという調節効果というんですけど、それは上流側に砂防堰堤ができた段階で上の方に上っていきますよね、土

砂が水と一緒に溜まってくるわけです。溜まってきてそれが大雨が降ったときに上流から土砂が出てきて一回砂防堰堤に溜まります。溜まった後に徐々に下流へ落ちていくというのも砂防堰堤の実効果なんです。それが山の奥の方で、庄内森林管理署さんが作っている山の方にもありますけど、あれも別段あそこに土砂を溜めるためじゃない、あそこに土砂を溜めて山全体をそれ以上落ちてこないように止めるというのがもともとの思想にある。

ただ、当然のことながらだんだん下流に落ちてきて、皆さまがご覧になる又は危ないような感覚になるようなところになれば、当然、除石というか石をどける排除するということはやります。あと土石流危険渓流、要するに沢のすぐ下流側に皆さまの住居があったときに、その住居を守るために造る土石流危険渓流のための砂防堰堤もあります。そちらの方は当然からっぽでないと効果がありませんので、そちらの方は埋まったという状態になれば取ります。

というのが県の考え方にもなければなりません、一個一個の砂防堰堤にはそれぞれの目的があるものですから、すべてのものを取るというわけでもございません。ただ、だんだん溜まってきて上から常に流れ落ちてくる、又は危なくて毎日暮らしてられないということであれば当然それはどけなければいけない。でありますので、本当に気付かれた場合は鶴岡市さんと一緒になって、県及び国と一緒に歩いていただいて取るものは取りますのでそのときはよろしくお願いたします。

(委員(庄内総合支庁渡辺建設部長))

齋藤副所長さんがおしゃったとおりでございまして、先ほど事務局から砂防ダムが満杯になったら浚渫するということがあったようですけれども、皆さんの頭の中を切替えていただいて、必ずしも浚渫するわけではないということでも頭の中に入れて欲しいなと思います。つまり、溜まったら取るんだよと必ず取るんだよということはないということをご理解いただきたいと思えます。

なお、適切な管理につきましては新庄河川事務所さんとも、地域と協議しながらしていきたいと思えますけれども、必ずしも浚渫ということではないということでございます。

(議長(市長))

おそらく、質問した奥井会長さんは温海地域ですので、昭和60年、62年の激甚災害のときに砂防ダムが相当造られておりますので、これがおそらく経年経過二十数年たっておりそういうご心配があるのかなと思えますので、個々については、もしどうしてもというのであれば現地を見ていただきながらお願いしたいと思えます。

(委員(羽黒区長会山本会長))

思いつきで申し訳ないのですが、災害時になりますと水が必要でございます。そうしますとタンクローリー云々となるわけでありまして、幸いこの鶴岡市あるいは郡部には前の水脈ですか、例えば羽黒ですと貴船とかあるいは民家にも井戸があるわけでございます。そのへんを整備していただいて、そして緊急のときそこから給水をするといったことも一つの方法ではないかと思えました。都内の世田谷区に行きますと各民家に井戸がありまして、そこを緊急の場合の飲料水ということで指定してプレートを立てています。そして区で年1回水質

検査して、汚い井戸でありますとだめですけれども毎年管理して水を確保しているという状況でありますので、鶴岡市の郡部に行きますときれいな昔の清水様とかあるいは井戸などあるかどうかと思いますので、そのへんを活用して緊急事態に備えていくのも一つの方法かと思えます。

それから東京都内に行きますと大きな木がありますと、区の指定の樹木ということで切らないで管理木として防災に活用されているということもありますので、防災のために木を守っていく場合によっては植林していくというのも一つの方法かと思えます。

それから食料の備蓄ですが、私は羽黒の手向なんですけれども、手向には私が小さい頃全長2キロくらいしかないんですけども3箇所郷倉があって危機の場合などその米を保存食として使ったと思われまじくても、先人のそのようなあまり金を使わないで自然のものを郷倉で保存食としていくこともエコな後世の施設となると思えます。

(事務局(防災安全課主幹))

たいへん貴重な意見ありがとうございました。飲料水の確保、樹木の植樹それから食料の備蓄等につきましては、ただいまご意見いただきましたことも念頭におきまして、改めて防災計画に反映させていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(委員(齋藤上下水道部長))

先ほど自己水源ということでお話しございましたけれども、今現在旧鶴岡の浄水場跡に7本の井戸を管理しております、塩素まで入れて定期的に運転させていただいております。それで、広域水道から4万トン受水しておりますけれども、その伊勢横内の井戸では1万トンまでは高坂まで送れるという体制です。それで鶴岡の場合ですと山添の水源ですとかそれぞれの自己水源を持っておりますので、そのへんの管路のネットワークを繋ぎながら、出来るだけご迷惑をお掛けしないような水の配分を検討しておりますのでご了解いただきたいと思えます。

(事務局(危機管理監))

先ほどの水のご関係でございますが、私どもでも独自に民間の井戸を調査させていただいております、万が一の場合民間所有の井戸を活用できないかということで、リストアップもさせていただいているところでございます。あと、企業の名前をお出しすることになりますが、JAたがわさんで水の販売、それからブルボンさんでも販売しておりますので、これからの予定でございますが、ブルボンさんとも協定を結んで飲料水の確保というのも一つの方法として考えているところでございます。

(議長(市長))

その他、どうぞ何でも結構でございます。9月の1日は、県の防災訓練と協調して鶴岡で小真木原と由良地域を合わせて連携をとりながら防災訓練を実施する予定であります。関係機関の皆さまにはご案内しているところでありますので是非ご協力いただければと思えます。どうぞ何でも結構ですのでございませぬか。

(質問、意見なし)

(議長(市長))

ないようであります。いろんなご意見ご質問をいただきましてありがとうございました。ただいまいただいたご意見ご質問等に基づきまして修正が必要なところは改めて修正や補足を行ったうえで、事務局から説明させていただいた防災計画の修正案になお皆さんのご意見を反映させていただいて修正後の防災計画として作り上げていくことをご承認いただくことをご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの発言)

(議長(市長))

ありがとうございます。皆さまのご了承をいただきましたので、改めてただいまご意見をいただいたことの修正を加えて作り上げてまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは(3)のその他についてであります。皆さまから何かありませんか。

(特になし)

(議長(市長))

本日は貴重なご意見をいただきました。いろんな災害が起きておりますし、先ほど新庄河川の齋藤副所長から火山の爆発については庄内では鳥海山という話がありました。兄弟都市の鹿児島島の桜島の噴火を見ると、ああいうことが起きたらとテレビを見ながら思いましたけれども、鹿児島については今年だけで500回も噴火をしているとのことあります。

なんとしても災害のない安全な安心なまちづくりに努めてまいりたいと思います。各方面にわたりまして皆さまからご指導いただきますことをお願い申し上げまして議事を終了いたします。ありがとうございました。

閉会

(事務局(危機管理監))

どうもありがとうございました。それではこれを持ちまして鶴岡市防災会議を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。